

付属機関の委員を募集します

共通事項	応募期限	平成16年2月27日(金)まで(必着)
	申し込み方法	郵便、ファクス、電子メール、または直接持参により、書類を申し込み先に提出
	採用について	応募者が募集人員に満たない場合でも、選考基準に達していないときは、採用しないことがあります。採用結果は応募者全員に通知します。

三好町行政改革推進委員会		申し込み・問い合わせ	財政課	☎(32)8002 ☎(32)2165 ✉zaisei@town.miyoshi.aichi.jp
任期	委嘱の日から平成18年3月31日まで(予定)			
審議内容	三好町の行政改革について、町長の諮問などに応じて、調査および審議をし、答申を行います。 ※会議は、年3回から4回程度、1回約2時間。			
募集人員	2人			
応募資格	町内在住の20歳以上で、行政改革について関心のある人。ただし、町のほかの審議会の委員、行政機関の職員および町議会議員は応募できません。			
提出書類	1 次の必要事項を記載した申込書(様式は任意) ①住所②氏名③電話番号④職業⑤生年月日⑥志望理由(簡潔に記載)⑦行財政改革の審議委員などの経験の有無と自己アピール 2 レポート(800字から1,000字以内) テーマ「私が考えるみよしの行政改革とは」※申込書およびレポートは返還しません。			
選考方法	書類(申込書、レポート)により選考			

三好町都市計画審議会		申し込み・問い合わせ	都市計画課	☎(32)8021 ☎(34)4429 ✉toshikeikaku@town.miyoshi.aichi.jp
任期	2年(平成16年4月1日から平成18年3月31日まで)			
審議内容	道路や公園、緑地などの都市施設や地区計画などの町が定める都市計画に関する事項を、町長の諮問などに応じて調査・審議をし、答申を行います。※会議は、年4回程度、1回約2時間。			
募集人員	2人			
応募資格	町内在住の20歳以上の人。ただし、町のほかの審議会の委員、行政機関の職員および町議会議員は応募できません。			
提出書類	1 次の必要事項を記載した申込書(様式は任意) ①住所②氏名③電話番号④職業⑤生年月日⑥志望理由(簡潔に記載)⑦地域活動経験などの自己アピール 2 レポート(800字から1,200字以内) テーマ「私が望むみよしの都市計画とは」※申込書およびレポートは返還しません。			
選考方法	書類(申込書、レポート)および面接により選考。			

三好町環境審議会		申し込み・問い合わせ	環境課	☎(32)8018 ☎(34)4189 ✉kankyo@town.miyoshi.aichi.jp
任期	委嘱の日から平成18年3月31日まで			
審議内容	環境の保全、環境美化および環境衛生に関することについて、町長の諮問に応じて、必要な調査および審議をし、答申を行います。※会議は、年3回から4回程度、1回約2時間。			
募集人員	3人程度			
応募資格	町内在住の20歳以上で、環境について関心のある人。ただし、町のほかの審議会の委員、行政機関の職員および町議会議員は応募できません。			
提出書類	1 次の必要事項を記載した申込書(様式は任意) ①住所②氏名③電話番号④職業⑤生年月日⑥環境関係の審議委員などの経験の有無 2 レポート(800字から1,000字以内) テーマ「私が望むみよしの環境」※申込書およびレポートは返還しません。			
選考方法	書類(申込書、レポート)により選考			



▶問い合わせ＝
総務課文書法規係
☎(32)8000 ☎(32)2165
電子メール soumu@town.miyoshi.aichi.jp

進めよう町民参加

4月1日から
会議公開制度が始まります

三好町では4月1日から、付属機関の会議を公開する会議公開制度を始めます。これは、町民の皆さんの町政への参加を進め、より開かれた町政を実現することを目指し実施するものです。また町民の皆さんに町政への参加意識を高めていただくとともに、審議に広く意見を取り入れるため、付属機関の委員の一部を公募します。なお現在公募を行っている付属機関は9ページの3つです。

付属機関とは

町民や学識経験者などで構成され、町の事務や事業について、必要な審査、審議、調査を行うために設置する機関のこと。

公開の対象となる会議は

「三好町付属機関の会議の公開に関する基準」に基づいて公開が決定された会議です。現在、この対象となる付属機関は、下表の14の付属機関があります。ごなたでも傍聴することができます。

傍聴できない会議もあります

次のような内容の会議については、非公開で傍聴できません。また会議が非公開と決定された場合、その理由を明らかにします。①法令、または条例の規定により、非公開とされている場合

- ②個人のプライバシーにかかわる事項(三好町情報公開条例第7条各号に掲げる情報)などについて審議などを行う場合
- ③審議などが阻害され、公正かつ円滑に進めることができず、会議の目的が達成できないと明らかに予想される場合

傍聴のルール

- ①会議場内では発言しない
- ②拍手をしたり、掛け声を掛けたりしない
- ③係員の指示に従う

会議録の公開

付属機関は、会議終了後、速やかに会議録を作成し、会議を公開した場合には、原則として会議資料および会議録を公開します。

事前にお知らせします

- 原則、会議の開催14日前までに、ホームページやみよし情報プラザの会議案内板などで、次のことをご知らせします。
- ①会議の名称
- ②会議の開催日時
- ③会場
- ④議題および公開、または非公開の理由
- ⑤会議の全部、または一部を非公開とする理由
- ⑥傍聴人の定数
- ⑦そのほかの事項

付属機関一覧

機関名	事務局
情報公開・個人情報保護審査会	総務課
表彰審査委員会	総務課
防災会議	交通防災課
行政改革推進委員会	財政課
特別職報酬等審議会	人事課
国民健康保険運営協議会	保険年金課
介護認定審査会	福祉課
都市計画審議会	都市計画課
まちづくり審議会	都市計画課
環境審議会	環境課
社会教育委員会	社会教育課
青少年健全育成推進協議会	青少年女性課
スポーツ振興審議会	スポーツ課
文化財保護委員会	歴史民俗資料館